

平成16年12月10日
農 林 水 産 省

生鮮食品の小売店舗及び中間流通業者における表示実施状況調査等の結果概要（平成16年度上半期）

農林水産省では、全国の小売店舗で販売されている生鮮食品の品質表示及び有機農産物の表示について、それぞれ表示が適切に行われているかを恒常的に調査しています。また、今年度から、小売店舗が適切な食品表示を行うためには、中間流通業者による小売店舗に対する適切な表示が必要不可欠であることから、中間流通業者が小売店舗に対して行っている表示状況について調査を実施しています。

今回、これらについて平成16年度上半期の結果をとりまとめましたので公表します。

なお、本調査以外にも「養殖」表示に関する生鮮魚介類、「無農薬」等農薬・化学肥料に係る農産物、平成16年産銘柄米及び「そば（加工品）」について特別調査を行っているほか、食品表示110番、食品表示ウォッチャー等を通じて情報が寄せられた個別の案件についての立入検査等を行っています。

これらを通じて不適正な表示が明らかになった場合には指示・公表等厳正な措置を行うこととしています。

調査結果の概要

1. 小売店舗に対する生鮮食品の表示実施状況調査

(1) 米穀を除く農畜水産物

販売していた小売店舗（21,790店舗）のうち、

ア「名称」については、

- ・全商品に表示していた店舗は17,411店舗（79.9%）
- ・全商品の8割未満にしか表示していなかった店舗は1,286店舗（5.9%）

イ「原産地」については、

- ・全商品に表示していた店舗は15,006店舗（68.9%）
- ・全商品の8割未満にしか表示していなかった店舗は2,333店舗（10.7%）

販売していた商品（3,056,096商品）のうち、

- ・「名称」の表示がなかったものは、35,821商品（1.2%）
- ・「原産地」の表示がなかったものは、84,026商品（2.7%）

(2) 米 穀

小売店舗（13,158店舗）で販売していた米穀210,866商品のうち、表示項目のいずれかの項目について欠落があったものは、1,015商品（0.5%）で、主な欠落項目は以下のとおり。

- ・「精米年月日」の表示がなかったものが701商品（0.3%）
- ・「原料玄米」の表示がなかったものが684商品（0.3%）

小売店舗において表示欠落があった米穀について、当該小売店舗が表示責任者でない商品については、当該米穀の仕入先である卸売業者等（202事業所）に対し追跡調査を実施。当該事業所において販売していた米穀（2,000商品）のうち、表示項目のいずれかの項目について欠落があったものは、293商品（14.7%）で、主な欠落項目は以下のとおり。

- ・「精米年月日」の表示がなかったものが234商品（11.7%）

・「原料玄米」の表示がなかったものが193商品（9.7%）

（注）上記のとおり、本追跡調査は、卸売業者等の全体を対象として調査した
ものではない。

（3）原産地等の表示の真正性の確認

地方農政局及び北海道農政事務所並びに沖縄総合事務局（以下「地方農政局等」という。）が都道府県単位で、毎月、農産・畜産・水産物毎に品目を定め、小売店舗（21,790店舗）において名称・原産地等の表示根拠を仕入伝票、容器・包装等により確認した結果、対象となった60,087商品のうち、

- ・不適正な原産地の表示が見られたのは、26店舗（0.1%）、37商品（0.1%）。
- ・なお、真正性の確認がとれなかったものが456商品（0.8%）。

（4）牛肉の原産地表示等の根拠確認

12,549店舗、208,493商品について確認した結果、不適正な原産地等の表示が見られたのは8店舗（0.06%）、25商品（0.01%）

2．中間流通業者に対する生鮮食品の表示実施状況調査

（1）調査した中間流通業者1,647事業所が取り扱っている34,586商品のうち、一部の商品に名称又は原産地の表示欠落が見られた事業所は84事業所（5.1%）、660商品（1.9%）。

（2）原産地等の表示の真正性を確認した結果、34,586商品のうち、

- ・確認した商品について不適正な表示は見られなかった。
- ・なお、表示の真正性の確認がとれなかったものが910商品（2.6%）。

3．有機農産物の表示実施状況調査

（1）「有機」等の表示がされた農産物を販売していた2,613店舗を調査した結果、有機JASマークなしに「有機」等の表示がされていた農産物を販売していたのは、78店舗（3.0%）。

（2）有機JASマークなしに「有機」等の表示がされていた農産物を販売していた店舗のうち、

- ・店頭で「有機」等の表示をする際に有機JASマークの掲示が欠落していたものは、3店舗（全体の0.1%）
- ・有機農産物でない農産物に「有機」等の表示がされていたのは、75店舗（全体の2.9%）。

（3）「有機」等の表示がされていた農産物8,055商品のうち、不適正な表示であった農産物は、125商品（1.6%）。

4．不適正な表示への対応状況

小売店舗に対する生鮮食品の表示実施状況調査の結果、原産地表示に不適正な表示が認められた2業者に対しJAS法に基づいて指示・公表が行われている。

このほか、不適正表示が認められた場合には、その場で不適正な表示の改善指導を行うとともに、後日、不適正な表示の程度に応じて文書による改善指導を行い、表示責任者からの改善報告の後に改善の状況を確認している。

生鮮食品の表示実施状況調査の結果

生鮮食品については、JAS法に基づく生鮮食品品質表示基準により「名称」

「原産地」の表示（米穀にあつてはJAS法に基づく玄米及び精米品質表示基準により「名称」「原料玄米」「内容量」「精米年月日」「販売者等」の表示）が義務付けられている。

このため、農林水産省では、平成15年4月より、全国の小売店舗において販売されている生鮮食品を対象として、これらの表示が適切に行われているかについて恒常的な調査を行っている。

また、今年度から、小売店舗が適切な食品表示を行うためには、中間流通業者が小売店舗に販売する生鮮食品に適切な表示がなされることが必要不可欠であることから、中間流通業者が小売店舗に対して行っている表示状況について調査を実施する。

今回、平成16年度上半期分（4月～9月）について、表示実施状況の調査結果を取りまとめた。

1 調査概要

- (1) 実施機関 地方農政局、北海道農政事務所、沖縄総合事務局
- (2) 調査期間 平成16年4月～平成16年9月
- (3) 調査内容

小売店舗に対する生鮮食品の表示実施状況調査

調査対象 : 22,358店舗(3,266,962商品)

調査内容 : (ア) 「名称」「原産地」(米穀にあつては「名称」「原料玄米」「内容量」「精米年月日」「販売者等」)の表示状況

(イ) 原産地等の表示の真正性の確認

(ウ) 牛肉の原産地表示等の根拠確認

中間流通業者に対する生鮮食品の表示状況調査

調査対象 : 1,647事業所(34,586商品)

調査内容 : (ア) 小売店舗への表示実施状況

(イ) 原産地等の表示の真正性の確認

有機農産物の表示実施状況調査

調査対象 : 2,613店舗(8,055商品)

調査内容 : 「有機」等の表示及び有機JASマークの表示状況

2 小売店舗に対する生鮮食品の表示実施状況調査結果

(1) 店舗単位での表示実施状況

平成16年度上半期の調査対象となった小売店舗22,358店舗のうち、米穀を除く農畜水産物を販売していた21,790店舗における「名称」「原産地」の表示実施状況は次のとおり。

・「名称」の表示については、全商品に表示していた店舗は17,411店舗（79.9%）、全商品の8割未満にしか表示していなかった店舗は1,286店舗（5.9%）であった。

・「原産地」の表示については、全商品に表示していた店舗は15,006店舗（68.9%）、全商品の8割未満にしか表示していなかった店舗は2,333店舗（10.7%）であった。

表1 店舗単位でみた表示実施状況（米穀を除く農畜水産物）

表示事項名	調査対象店舗数	販売商品数に対する表示実施率									
		全ての商品に表示		80～99%の商品に表示		40～79%の商品に表示		40%未満の商品に表示		表示が全くなし	
		店舗数	%	店舗数	%	店舗数	%	店舗数	%	店舗数	%
名称	21,790	17,411	79.9	3,093	14.2	1,018	4.7	195	0.9	73	0.3
原産地	21,790	15,006	68.9	4,451	20.4	1,718	7.9	420	1.9	195	0.9

(2) 商品単位での表示実施状況

平成16年度上半期の調査対象店舗で販売されていた3,266,962商品の

うち、米穀を除く農畜水産物に該当する3,056,096商品についての「名称」「原産地」の表示実施状況は次のとおり。

- ・「名称」の表示がなかったものは35,821商品（1.2%）、「原産地」の表示がなかったものは84,026商品（2.7%）であった。
- ・品目別で「名称」の欠落率が最も高かった品目は野菜で、1,239,030商品のうち22,446商品（1.8%）に欠落が見られた。
- また、「原産地」の欠落率が最も高かった品目は果物で、448,560商品のうち16,715商品（3.7%）に欠落が見られた。

表2 商品単位でみた表示欠落状況（米穀を除く農畜水産物）

品目	調査商品数	名称		原産地		
		欠落数	%	欠落数	%	
農産物	野菜	1,239,030	22,446	1.8	42,082	3.4
	果物	448,560	6,210	1.4	16,715	3.7
	その他	89,233	924	1.0	1,220	1.4
畜産物	774,161	1,042	0.1	6,921	0.9	
水産物	505,112	5,199	1.0	17,088	3.4	
品目計	3,056,096	35,821	1.2	84,026	2.7	

平成16年度上半期の調査対象店舗で販売されていた3,266,962商品のうち、米穀に該当する210,866商品について、表示項目のいずれかの項目について表示欠落があったものは1,015商品（0.5%）であった。このうち、「精米年月日」の表示がなかったものは701商品（0.3%）、「原料玄米」の表示がなかったものは684商品（0.3%）であった。

表3 商品単位でみた表示欠落状況（米穀 小売店舗）

調査店舗数	調査商品数	表示欠落商品数	表示項目別表示欠落商品数				
			名称	原料玄米	内容量	精米年月日	販売者等
13,158	210,866	1,015	249	684	193	701	319
		(0.5%)	(0.1%)	(0.3%)	(0.1%)	(0.3%)	(0.2%)

注：表示欠落がある商品には、複数の表示項目が欠落しているものがある。

小売店舗で販売されていた米穀のうち、当該小売店舗が表示責任者となっていない表示欠落があった商品については、卸売業者等（202事業所）に対し追跡調査を実施し、取り扱っている商品の表示状況を調査した。その結果、当該事業所が取り扱っている2,000商品のうち、表示項目のいずれかの項目について欠落があったものは、293商品（14.7%）であった。このうち、「精米年月日」の表示がなかったものは234商品（11.7%）、「原料玄米」の表示がなかったものは193商品（9.7%）であった。

表4 商品単位でみた表示欠落状況（米穀 卸売業者等）

調査事業所数	調査商品数	表示欠落商品数	表示項目別表示欠落商品数				
			名称	原料玄米	内容量	精米年月日	販売者等
202	2,000	293	46	193	47	234	74
		(14.7%)	(2.3%)	(9.7%)	(2.4%)	(11.7%)	(3.7%)

注：表示欠落がある商品には、複数の表示項目が欠落しているものがある。

(3) 原産地等の表示の真正性の確認

平成16年4月より、地方農政局等において都道府県単位で、毎月、農産

・畜産・水産物毎に品目を定め、小売店舗における名称・原産地等の表示根拠を仕入伝票、容器・包装等により確認を行っている。

平成16年度上半期の調査対象となった小売店舗21,790店舗の60,087商品について表示の真正性の確認調査を実施した結果、不適正な原産地表示が26店舗(0.12%)、37商品(0.06%)見られた。

なお、表示根拠が容器・包装にされていたが調査時に当該容器・包装が廃棄されていたなど、真正性の確認がとれなかったものが456商品(0.76%)あった。

表5 小売店舗における表示の真正性の確認状況

	調査対象商品	確認商品		確認がとれなかった商品
			不適正表示商品	
農産物	23,197	23,010	9(0.04%)	187(0.81%)
畜産物	24,683	24,549	1(0.01%)	134(0.54%)
水産物	12,207	12,072	27(0.22%)	135(1.11%)
計	60,087	59,631	37(0.06%)	456(0.76%)

注1.不適正表示商品は、すべて原産地表示の不適正である。

2.不適正表示商品が見られた店舗は、26店舗である。

(4) 牛肉の原産地表示等の根拠確認

平成15年12月の米国におけるBSE(牛海面状脳症)の発生を受け、生鮮食品の表示実施状況調査の一環として牛肉の原産地表示等の根拠確認を実施している。

平成16年度上半期の調査対象となった小売店舗12,549店舗の208,493商品について原産地表示等の根拠を確認した結果、不適正な表示が8店舗(0.06%)、25商品(0.01%)について見られた。

表6 牛肉の原産地表示等の根拠確認状況

調査店舗	調査商品		調査商品	調査商品	
	適正表示店舗	不適正表示店舗		適正表示商品	不適正表示商品
12,549店舗	12,541店舗 (99.94%)	8店舗 (0.06%)	208,493	208,468 (99.99%)	25 (0.01%)

(5) 不適正な表示への対応状況

原産地等の表示の真正性の確認及び牛肉の原産地表示等の根拠確認において、原産地表示について不適正な表示が確認された2業者に対し、JAS法に基づく指示・公表が行われている。

このほか、表示の欠落又は不適正な表示があった店舗に対しては、その場で指導を行い、不適正表示の程度に応じて改めて文書による改善指導を行った。さらに、これらについて、後日、改善の状況を確認している。

3 中間流通業者に対する生鮮食品の表示実施状況調査結果

(1) 小売店舗への表示実施状況

平成16年度上半期の調査対象となった中間流通業者1,647事業所のうち、一部の商品に名称又は原産地の表示欠落が見られた事業所は84事業所(5.1%)であった。

なお、「農産物」、「畜産物」、「水産物」別の中間流通業者の小売店舗への表示実施状況は次のとおり。

- ・「農産物」を取り扱っている815事業所のうち、一部の商品に名称又は原産地の表示欠落が見られた事業所は16事業所(2.0%)であった。
- ・「畜産物」を取り扱っている22事業所のうち、一部の商品に名称又は原産地の表示欠落が見られた事業所は3事業所(13.6%)であった。
- ・「水産物」を取り扱っている812事業所のうち、一部の商品に名称又は原産地の表示欠落が見られた事業所は65事業所(8.0%)であった。

表7 小売店舗への表示実施状況

品目	調査対象事業所数	すべての商品に表示していた事業所数	%	一部の商品に表示欠落が見られた事業所数	%
農産物	815	799	98.0	16	2.0
畜産物	22	19	86.4	3	13.6
水産物	812	747	92.0	65	8.0
計	1,649	1,565	94.9	84	5.1

注 複数の品目を扱っている事業所があるため、調査対象事業所数の計と調査対象となった中間流通業者数(1,647事業所)とは一致しない。

(2) 商品単位での表示実施状況

平成16年度上半期の調査対象となった中間流通業者が取り扱っている34,586商品のうち660商品(1.9%)について名称又は原産地の表示の欠落が見られた。

なお、「農産物」、「畜産物」、「水産物」別に見た商品の表示状況は次のとおり。

- ・「農産物」において24,694商品のうち表示の欠落が見られたものは123商品(0.5%)であった。
- ・「畜産物」において449商品のうち表示の欠落が見られたものは11商品(2.4%)であった。
- ・「水産物」において9,443商品のうち表示の欠落が見られたものは526商品(5.6%)であった。

表8 商品単位でみた表示欠落商品状況

品目	調査商品数	表示欠落商品数	%
農産物	24,694	123	0.5
畜産物	449	11	2.4
水産物	9,443	526	5.6
計	34,586	660	1.9

(3) 原産地等の表示の真正性の確認

中間流通業者が小売店舗に対して行っている原産地等の表示についてその真正性の確認を行っている。

平成16年度上半期の調査対象となった中間流通業者が取り扱っている34,586商品について表示の真正性を確認した結果、確認した商品について不適正な表示は見られなかった。

なお、原産地名が仕入伝票や容器・包装に表示がされていなかったため口頭による確認のみで表示していたなど、表示の真正性の確認がとれなかったものが910商品(2.6%)あった。

表9 中間流通業者における表示の真正性の確認状況

品目	調査商品数	確認商品数	%	確認がとれなかった商品数	%
農産物	24,694	24,514	99.3	180	0.7
畜産物	449	444	98.9	5	1.1
水産物	9,443	8,718	92.3	725	7.7
計	34,586	33,676	97.4	910	2.6

(4) 不適正な表示への対応状況

小売店舗へ販売する商品に原産地等の表示が欠落している場合は、当該

事業所に対して、その場で指導を行うとともに、後日、文書による指導を行った。これらについて、改善の状況を確認している。

有機農産物の表示実施状況調査の結果

有機農産物については、JAS法により、有機JASマークが表示されている場合に限り「有機」等の表示を行うことができることとされている。

このため、農林水産省では、生鮮食品の表示実施状況調査にあわせて、全国の小売店舗において販売されている有機農産物の「有機」等の表示が、有機JASマークを付した上で、適切に行われているかを恒常的に表示実施状況の調査を行った。

1 店舗単位での「有機」等の表示及び有機JASマークの表示実施状況

16年4月から9月までに生鮮食品の表示実施状況調査を実施した小売店舗のうち、「有機」等の表示がされた農産物を販売していた2,613店舗における表示実施状況は次のとおり。

・有機JASマークが付された上で「有機」等の表示がされていた農産物を販売していたのは2,535店舗(97.0%)、有機JASマークなしに「有機」等の表示がされていた農産物を販売していたのは78店舗(3.0%)であった。

・有機JASマークなしに「有機」等の表示がされていた農産物を販売していた店舗のうち、店頭で「有機」等の表示をする際に有機JASマークの掲示が欠落していたものは3店舗(0.1%)、有機農産物でない農産物に「有機」等の表示がされていたのは75店舗(2.9%)であった。

表10 店舗単位で見た表示実施状況

有機JASマークを付した上で「有機」等の表示がされていた農産物を販売	2,535店舗(97.0%)
有機JASマークなしに「有機」等の表示がされていた農産物を販売	78店舗(3.0%)
店頭で「有機」等の表示をする際に、有機JASマークの掲示を忘れていた	3店舗(0.1%)
有機農産物でない農産物に「有機」等の表示がされていた	75店舗(2.9%)
合計	2,613店舗(100%)

2 商品単位での「有機」等の表示及び有機JASマークの表示実施状況

調査対象店舗で販売されていた「有機」等の表示がされていた農産物8,055商品のうち、有機JASマークを付した上で「有機」等の表示がされていた農産物は7,930商品(98.4%)、不適正な表示であった農産物は125商品(1.6%)であった。

表11 商品単位で見た表示実施状況

	調査対象となった農産物の商品数	
	商品数	うち不適正な表示であった農産物の商品数 %
野菜	6,150 (139)	85 (0) 1.4 (0.0)
果実	1,083 (1,027)	18 (3) 1.7 (0.3)
米穀	540 (1)	14 (0) 2.6 (0.0)
その他の農産物	282 (61)	8 (6) 2.8 (9.8)
合計	8,055 (1,228)	125 (9) 1.6 (0.7)

注：下段()書きは、輸入農産物の商品数であり内数である。

3 不適正な表示を行った者の状況

不適正な「有機」等の表示を行った者を業者別に見ると、次のとおりである。

表12 業者別の不適正な「有機」等の表示又は有機
JASマークの不正使用の実施者数

	不適正な「有機」等の表示の実施者数	
小売業者	28	(38.9%)
卸売業者	4	(5.6%)
生産出荷者	40	(55.5%)
合計	72	(100%)

4 指導状況

有機JASマークなしで「有機」等の表示がなされた農産物を販売していた店舗に対しては、その場で「有機」等の表示又は不正な有機JASマークの除去、抹消を指導した。

また、このような不適正な表示の実施者である小売業者、卸売業者又は生産出荷者に対しては、後日、文書による改善指導を行い、表示責任者から改善報告がされた後、改善の状況を確認している。

文書による改善指導を行った事業者等において、改善状況の確認の際に改善が認められない場合には、JAS法に基づく不適正表示の除去・抹消命令を行い、事業者名等を公表する。

問い合わせ先：消費・安全局 表示・規格課 食品表示・規格監視室
担 当：金子、二井
電 話：03-3502-8111（内線 3281,3283） 03-3502-7804（夜間直通）